

登録者本人による印鑑登録

呼出
番号

《記載例》

- ☒ 印鑑登録申請書 ☐ 印鑑登録証再交付申請書 (☐汚損 ☐その他)
☐ 印鑑登録廃止届出書 (☐印鑑登録証の亡失 ☐印鑑の亡失 ☐改印 ☐不要)

厚木市長様

次のとおり申請・届出します。

令和●年●月●日

◆ 登録申請者・印鑑登録者 (15歳未満の方は印鑑の登録ができません)

フリガナ	●●●●●●●●	生年月日	明・大・昭・平・令 ●年●月●日
氏名	●●●●●●●●		
住所	●●町●丁目●番●号 ●●アパート●●●●号室		
登録印鑑			
連絡先 電話番号	(●●●●) ●●●●-●●●●●●		
印鑑登録証受領証			
受取・返却 署名欄	印鑑登録証の受領及び関係書類の返却を受けました。		

◆ 代理人

フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
氏名			
住所			

※代理人が申請・届出するときは、登録印が押印された委任状が必要です。

◆ 保証人 印鑑の登録を受けようとする者は、本人であることを保証します。(保証人本人が署名・押印してください)

フリガナ	署名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
氏名			
住所	☐ 登録申請者と同じ	登録印鑑	

※厚木市外の方は発行から30日以内の印鑑登録証明書を添付してください。
※代理人と未成年者の方はなれません。

厚木市使用欄

登録証番号

旧登録証番号

登録者本人が来庁して印鑑登録をする場合の記載例です。

運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合、即日での登録には保証人が必要となります。
また、保証人が市外の方の場合は、発行から30日以内の印鑑登録証明書（原本）が必要です。

本人確認（登録者）[2回目]	本人確認（代理人）[2回目]					
免・個・パ・在・保・年 他()	免・個・パ・在・保・年 他()	宛名番号				

登録する印鑑について

印鑑の大きさ

- ・短い辺が8ミリ以上、長い辺が25ミリ以内

使用可能な字

- ・氏(名字)と名
- ・氏(名字)だけ
- ・名だけ

例

厚木 太郎
厚木
太郎

これ以外の文字は確認が必要です、
市民課までお問い合わせください。

注意事項

- (登録できない印鑑)
 - ・外周が8分の1以上欠けたもの
 - ・逆さ彫り、ゴム印、シャチハタ(スタンプ印)
 - ・磨耗したもの、判読しにくいもの
- ・旧字体を新字体又はその逆も同じ意味の漢字であれば登録できます。
 - (登録可能な例) 大澤⇔大沢 渡邊⇔渡辺 高野⇔高野
長島⇔長嶋 斉藤⇔齊藤
 - (登録不可能な例) 渡邊⇔渡邊 斎藤⇔齊藤

登録に必要な書類等

本人申請(本人が窓口に来たときの必要な書類等)

- (1) 登録する印鑑
- (2) 本人確認書類(官公署の発行した顔写真付の免許証、許可書又は身分証明書)
(例) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(顔写真付)、
在留カード、特別永住者証明書(又は外国人登録証明書)等
- (3) 上記(2)の書類をお持ちでない場合 ※即日登録の場合は両方必要
 - (ア) 健康保険証や年金手帳などの本人確認書類
 - (イ) 表面の保証人欄の記入及び印鑑登録してある印鑑の押印

代理人申請(代理人が窓口に来たときの必要な書類等)

- (1) 登録する印鑑
- (2) 委任状(登録者本人が署名し、登録する印鑑を押した書面で、
作成日から30日以内のもの)
- (3) 代理人の本人確認書類(免許証、保険証等)
- (4) 表面の代理人欄の記入
- (5) 表面の保証人欄の記入及び印鑑登録してある印鑑の押印

保証人について

- ・保証人になれる方
すでに印鑑登録されている方で、成人であり、登録者本人を保証できる方
- ・厚木市外の方が保証人になるとき
保証人の印鑑登録証明書(発行の日から30日以内のもの)が1通必要です。

(保証人がいない場合)・・・即日での登録・証明書の発行はできません。

申請時に登録者の本人確認(健康保険証、年金手帳等)をし、照会文書を御自宅に送付いたします。後日、照会文書が届きましたら回答書、登録する印鑑、登録者の本人確認書類(健康保険証、年金手帳等)をお持ちいただければ、印鑑登録することができます。

また、代理人が回答書を持参する場合は、委任状(登録者本人が署名し、登録する印鑑を押したもので、作成日から30日以内のもの)と代理人の本人確認書類が必要です。

※本人確認書類は、有効期限内のものに限られますので、ご注意ください。

その他、ご不明なことがありましたら、お電話等でお問合せください。

厚木市役所市民課住民異動係
電話 046-225-2110(直通)